

介護保険改悪 自公、突然強行採決 共産・民進 強く抗議 衆院委 自民、「森友」質問を理由に

しんぶん赤旗 2017年4月13日(木)

介護サービスの自己負担割合の引き上げなどを盛り込んだ介護保険法等改悪案について、自民、公明は12日の衆院厚生労働委員会で質疑を一方的に打ち切り、採決を強行しました。

自民党は、民進党が森友問題で首相に質問したことをあげ、「信頼が壊された」として突然、一方的に質疑終局と採決を求める動議を提案し、与党と維新の多数で採決を強行しました。日本共産党と民進党は、与野党で協議していた日程も無視したもので論外だと厳しく抗議。委員会へ差し戻し質疑を続けるよう求めました。

同法案は、自己負担割合を一定所得のある人を対象に3割へ引き上げます。40歳から65歳の保険料を収入に応じて計算する「総報酬割」を導入。利用者の自己負担増と、「地域共生」の名で医療、介護、福祉などの公的サービスを縮小する狙いを盛り込んでいます。

安倍晋三首相が出席した同日の委員会質疑で日本共産党の堀内照文議員は、「(法案は)負担増のみならず、『我が事・丸ごと』地域共生の社会づくりなど一層の自助・互助を強め、福祉のあり方を大きく変質させるものだ」と指摘。堀内氏が2割負担への引き上げの影響についてまともな検証もないのに、新たな負担増を強行しようとする安倍政権の姿勢を批判したのに対し、安倍首相は「制度の持続可能性」などを口実に「引き続き適切な利用者負担をお願いする」などの答弁に終始しました。

堀内氏は財務省の改革工程表に「軽度者」へ生活援助サービスの切り捨てが検討されていることを批判し、撤回を求めました。



(写真)丹羽委員長に介護保険法等改悪案採決の抗議をする高橋千鶴子(共産)、柚木道義(民進)、井坂信彦(民進)の各議員=12日、衆院厚労委

介護保険改悪 強行採決に抗議 審議差し戻しを 労働者・障害者ら怒り

しんぶん赤旗 2017年4月13日(木)

介護保険法改悪法案の強行採決を受け12日、中央社会保障推進協議会（中央社保協）や「障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会」（障全協）などの人たちは衆院議員面会所で、審議の差し戻しを求めました。

中央社保協の山口一秀事務局長は「法案は31本の法『改正』を一括しており、一つ一つ徹底した審議が求められていた。わずか20時間の審議で採決を強行するのは前代未聞。衆院厚生労働委員会への審議差し戻しを求める」と訴えました。

障全協の家平悟事務局次長は「今回の審議内容は史上最低。知られたくないから強行したのではない。徹底審議を求める」とのべました。「きょうの暴挙を一刻も早く地域に伝え、廃案への世論を広げましょう」（奈良県社保協）など、怒りの声が次つぎにあがりました。日本共産党の高橋千鶴子、堀内照文の両衆院議員が参加。高橋議員が国会情勢を報告しました。強行採決に先立っておこなわれた定例会行動でも、国会審議を軽視する与党への批判が相次ぎました。



（写真）「共謀罪」法案反対とともに、介護保険改悪反対の声が上がった定例会行動＝12日、衆院第2議員会館前

安倍政権 “重大問題にはフタ”で新たな暴走 「共謀罪」衆院通過狙う

しんぶん赤旗 2017年4月13日(木)

「森友学園」疑惑、南スーダンPKOの「日報」隠ぺい、今村雅弘復興相の原発事故自主避難者に対する「自己責任」暴言…政権や閣僚の資格そのものが問われる重大問題すべてにフタをしたまま、政府・与党が「心の中」を処罰する違憲立法・「共謀罪」法案で新たな暴走に乗り出しています。モラルハザード（倫理喪失）政権としてのみにくい姿をますます露骨にしています。

安倍政権は、6月18日の国会会期末までの残り約2カ月で、何が何でも成立させる構えを見せています。

自民、公明両党の幹事長らは12日、都内で会談し「共謀罪」法案について、19日から衆院法務委員会で実質的な質疑に入る方針を確認しました。早ければ連休前、遅くとも連休明けの衆院通過を狙っています。

「共謀罪」法案は、これまで3度も国会で廃案になってきたもの。重大な人権侵害の危険を指摘されたからです。4度目の提出自体が重大です。

政府は「テロ等準備罪」などと呼称を変え、「従来の共謀罪とは全く違う」などと繰り返しています。しかし、1月以来の国会質疑で、金田勝年法相の答弁は混迷と破たんを重ね、2月には予算委員会での質疑を封じる文書を突然配布し、野党から法相辞任を要求される事態になりました。その後も、「法案が提出されてから」などとして重要論点の説明を回避する異常な対応を続けてきました。

混迷の中、政府の3月上旬には閣議決定し審議入りする予定が一カ月半近くも遅れ、政権と与党内には危機感も強まっています。他方で、スピード審議の強硬突破論が自民党内で台頭し、「連休前に衆院を通してしまえば、連休を挟んで国民は忘れてしまう」などとい

う暴論が党内から漏れてきます。2013年の特定秘密保護法、15年の安保法制＝戦争に続き、強行ありきの国会審議否定の姿勢は絶対に許されません。

主張

包括ケア・介護法案

地域の公的支援 後退させるな

しんぶん赤旗 2017年4月13日(木)

自民・公明の与党が衆院厚生労働委員会で、安倍晋三内閣提出の「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法改定案」の採決を強行しました。同法案は、一定所得以上の人の利用料を3割負担にする介護保険改悪にとどまらず、「地域共生社会の実現」の名で、高齢者、障害者、障害児などの施策に対する国・自治体の公的責任を大幅に後退させかねない仕組みづくりも盛り込んだ重大なものです。一括して改定する法案数は約30にのぼります。地域の社会保障の将来に影響を与え、暮らしに深くかかわる法案を、数の力で押し通すことは許されません。

住民に“丸投げ”の危険も

改悪法案は(1)利用料3割負担を介護保険に初導入するなどの制度改悪(2)「自立支援・重度化防止」などをうたった「地域包括ケアシステムの深化・推進」一が柱です。

3割負担は、一昨年8月から2割負担に引き上げられた約45万人のうち、年金収入等340万円以上(単身者の場合)などの人(約12万人)が来年8月から対象になります。「2割」などによって負担に耐えられず特別養護老人ホームを退所したケースもうまれているのに、その実態をまともに把握せず、負担増ばかり迫る安倍政権のやり方に医療・介護の関係者、家族らが怒りを広げています。

全市町村が介護の「自立支援・重度化防止」に取り組むことの「制度化」も大きな問題をはらんでいます。“介護費用を抑制”した地方自治体にたいする国の財政支援を手厚くするというものです。いまでも介護保険から利用者を無理に「卒業」させたり、介護認定を厳格化し「門前払い」したりしている一部自治体のやり方に批判・懸念が寄せられています。この手法をモデルにするかのような法案は、必要な介護から利用者を締め出す事態を続発させかねません。

「地域共生社会」の名目で高齢者、障害者などへの施策をひとまとめにする「『我が事・丸ごと』地域づくり・体制の整備」は危ういものです。法案では、“福祉サービスを必要とする人たちが孤立しないよう、地域住民が支援する”ことを求める条文を社会福祉法に新設するなどとしています。

これが公的な社会保障費の削減路線と結びつき、国や自治体が地域福祉から手を引き、地域住民の「自助・互助」に役割を押し付けることにつながるとの警告が障害者団体などから相次いでいます。

塩崎恭久厚労相は「我が事・丸ごと」施策について「新しい福祉の哲学の転換」と位置づけ、“地域の助け合い”は「日本の原風景」に戻すものとも表明しています。高齢者、障害者などの施策を自主努力や助け合いに“丸投げ”することは、いまでも弱まっている地域の社会保障の仕組みをさらに不安定にする危険な方向です。

国が責任果たしてこそ

高齢者と障害者の施策を一体化する方向を強めることにも障害者・家族の異論が上がっています。

地域福祉のあり方を大きく変える法案を、当事者となる障害者らの声や、自治体や地域からの意見を聞く機会も設けないまま、国会審議を急ぎ、法案採決に突き進んだことは乱暴きわまる暴挙です。

住民に負担を強いる制度改悪をやめさせ、国に社会保障の増進義務を定めた憲法25条に基づく政治へ転換させることこそ必要です。

安倍晋三首相



「共謀罪」法案を
今国会で成立させる

一方、重大問題すべてにフタ

「森友」
疑惑

森友学園への国有地の格安売却問題で、安倍晋三首相夫人・昭恵氏の関与の疑いが濃厚に。政府・与党は、野党側が求める昭恵氏ら関係者の証人喚問、森友側との交渉資料の開示も拒否

「日報」
隠ぺい

当初、「廃棄した」とされた南スーダンPKO陸上自衛隊派遣部隊作成の「日報」が陸自に保管され、陸自上層部が「日報」データ消去を指示した疑いが浮上。稲田朋美防衛相は辞任を拒否。「監察中」を口実に中身も答えず

閣僚の
暴言

震災復興の陣頭に立つべき今村雅弘復興相が福島原発事故の自主避難者の帰還で「どうするかは本人の責任」「(不服なら)裁判でも何でもやればい」と暴言。今村氏は辞任を拒否。安倍首相も不問に

「教育勅語」
問題

「教育勅語」の暗唱など森友学園の教育内容が大問題になったのに「勅語を教材として用いることまでは否定されない」との答弁書を閣議決定。学校現場に「教育勅語」を持ち込む

入院ベッド15.6万床削減 25年 全都道府県構想

「医療難民」拡大に懸念

安倍政権の医療抑制策

13年135万床から

しんぶん赤旗 2017年4月12日(水)

2025年の医療提供体制を示す「地域医療構想」を全47都道府県がまとめ、入院ベッドを13年時点の約135万床から15万6千床(11.6%)も削減する計画になったことが11日までに本紙の集計で分かりました。首都圏などを除く41道府県でベッド数が減り、8県で削減率が3割を超えました。医療関係者から「医療難民が広がる」との声があがっています。

8県が3割以上減

地域医療構想は、安倍政権が医療費削減を狙って各都道府県に策定させたもの。高齢化のピークとされる25年のベッド数を推計した結果、全国で119万799床となりました。13年時点と比べ、15万6118床が削減されることになります。

内閣官房の専門調査会が15年に示した約15万~20万床の削減計画と符合する結果です。どちらも国が示した推計方法で、診療データや人口推計を利用。もともと医療資源が少なく通院しづらいなど、地方の実態を置き去りにし、人口減少などで現行のベッド数が“過剰”になる結果となっています。

削減率が3割を超えたのは、鹿児島県の34.9%を筆頭に熊本、富山、宮崎、佐賀、徳島、山口、高知の8県で、2割台は19県。削減数が1万床以上は熊本、鹿児島、北海道の3道県でした。

国は指針でベッドを機能ごとに区分し、比較的軽症の患者は「在宅医療等に対応する」と提起。各構想では、救急や集中治療を担う「高度急性期」と「急性期」を合わせると全都道府県で減る一方、在宅復帰に向けた「回復期」や在宅医療は全都道府県で増えました。医療費削減へ「施設から在宅へ」と患者を押し流していく狙いに沿ったものです。

国は、推計結果はあくまで「参考値」と弁明。構想の多くも「削減目標ではない」(熊本県)、「直ちに減らすものではない」(石川県)などと明記していますが、さっそく病院の統廃合に踏み出す事例が生まれています。

命の保証どこに／重症化招く危険

入院ベッド数を全国の1割にあたる15万6千床も削減する計画となった地域医療構想。

自治体病院の割合が全国より高い青森県では、構想策定後の昨年10月に、弘前市内の弘前市立病院と国立病院機構弘前病院の統廃合が提案され、この6月にも合意書が市議会に提出される見通しです。現行の4分の1にあたる150床程度も削減する計画です。

黒石市の黒石病院や大鰐（おおわに）町立大鰐病院などのベッド削減も示しています。

「住民の、いざという時の命の保証が削られる」と語るのは、青森県民主医療機関連合会の那須稔事務局長。

「統廃合で病院が遠くなり、通いづらくなる高齢者も生まれます。在宅医療で担えと言っても、深刻な医師の人手不足・高齢化のなかで簡単ではありません。むしろ、統廃合の話がすすむなかで弘前市立病院では医師の退職が相次いでいます。ベッド削減ありきの計画はやめるべきです」

一方、厚労省は都道府県に対し、調整会議で10～12月にも病院名をあげて「具体的な決定」をするよう提起。知事が公的医療機関に空床の削減命令ができる法改悪もしており、ベッド削減の狙いを鮮明にしています。

全国団体からは「ベッドが現状で足りなくなることも考えられる」（全日本病院協会）と懸念が出ています。

各県の構想では、「医療不足が診療活動、特に大幅な入院制限に影響を与えている」（滋賀県・湖北区域）などと、医師不足で空床にせざるをえない実態が示されています。

「医師不足で、…日常的な疾病・外傷等に対処する機能が不足している地域がある」（秋田県）との指摘もあり、ベッド削減で医療がさらに遠のき、重症化につながる危険は明白です。医療体制の拡充こそ求められます。

特集ワイド

春の国会論戦にモノ申す 目につく野党攻撃、ずれた 答弁 「安倍語」の5年目

毎日新聞 2017年4月11日

「艱難汝（かんなんなんじ）を玉にす」という。苦労を重ねれば、人間も磨かれる、という意味だが、再登板から5年目の春を迎える安倍晋三首相はどうだろう。今国会をのぞくと、以前にも増して、野党攻撃や粗い答弁が目につくのだ。「共謀罪」などの審議も本格化する、後半の国会論戦。これでいいのだろうか。【吉井理記】

都道府県の2025年の入院ベッド増減計画

	増減数	増減率
北海道	-10366	-12.4%
青森	-4661	-28.3%
岩手	-4358	-29.0%
宮城	-2362	-11.2%
秋田	-3462	-27.5%
山形	-2724	-22.7%
福島	-6109	-28.4%
茨城	-5229	-19.4%
栃木	-2874	-15.7%
群馬	-3414	-16.3%
埼玉	3643	7.2%
千葉	2969	6.3%
東京都	5426	5.0%
神奈川県	9531	15.2%
新潟	-4862	-21.0%
富山	-4844	-33.6%
石川	-3983	-25.1%
福井	-2707	-26.3%
山梨	-2323	-25.2%
長野	-3599	-17.6%
岐阜	-3507	-19.0%
静岡県	-7791	-22.7%
愛知県	-1433	-2.4%
三重	-3671	-21.3%
滋賀	-1447	-11.3%
京都	-326	-1.1%
大阪	10096	11.0%
兵庫県	-3745	-6.7%
奈良	-1149	-8.1%
和歌山	-3636	-27.7%
鳥取	-1546	-20.8%
島根	-2606	-28.4%
岡山	-5906	-22.6%
広島	-6634	-18.8%
山口	-7481	-32.0%
徳島	-4297	-32.3%
香川	-3745	-27.0%
愛媛	-6135	-29.3%
高知	-4968	-30.6%
福岡	-8573	-11.6%
佐賀	-4381	-32.6%
長崎	-6498	-27.8%
熊本	-10785	-33.9%
大宮	-4206	-22.3%
宮崎	-5439	-33.0%
鹿児島	-10680	-34.9%
沖縄	679	4.6%
全国	-156118	-11.6%

※都道府県の結果を本紙が集計

永田町にも春は来る。国会議事堂前の憲政記念館の桜、今が盛りである。その春色を遠く望む衆院第1議員会館。政権にモノ申す自民党のベテラン議員で、元行革担当相の村上誠一郎さんが、深いため息をついていた。

「あきれているんだ、今国会の論戦に。安倍首相の答弁が軽い。本質からずれている。森友学園の問題、軽々に『自分や妻が関わっていたら総理も国会議員も辞める』と言ったがために『森友国会』と化してしまって。真相究明は重要だが、大事な問題はほかにもある。成立すれば将来に禍根を残しかねない『共謀罪』（テロ等準備罪）だ。だが安倍首相の説明、相変わらず本質からずれている」

最近やたらと耳にする「テロ等準備罪」、ざっくり言えば、犯罪は実行段階で処罰対象になるのが基本だが、新たに犯罪の準備・話し合いの段階でも罰することができるよう、組織犯罪処罰法を改めるものだ。しかし、準備の定義などがあいまいで、反戦運動や政府批判も処罰対象になった治安維持法のような、法の拡大解釈につながる恐れは残ったままだ。

「犯罪処罰の概念を大きく変える重大な事態だよ。テロ対策が必要でも、本当にこの法律が必要か。安倍首相は『(法律がなければ)東京五輪は開けない』とずれたことを言う。これでは議論が深まるはずがない」

実際、1月26日の衆院予算委で「テロ対策は現行法で可能だ」との趣旨の指摘に、首相は「テロ対策の穴を埋めなくても五輪を開けばいい、という考えはとらない」というずれた答弁をしていた。先日も法案の必要性に触れ「安全確保が五輪成功の大前提だ」（4日、政府の五輪推進本部）と述べ、五輪とヒモづけて法案を押し通す構えは崩さない。

村上さんは「それが安倍首相の特徴なんだ」と苦り切った。安保法制の時も、憲法解釈の変更だけで集団的自衛権の行使を認めていいのか、が議論の本質だったのに「一国だけでは自国の安全は守れない」という議論を展開し、国民の熟議を妨げた、という。

「2週間の五輪のために、この法律を通していいのか。熟議こそ民主国家の土台であり、熟議は本質を議論することからしか生まれえない。これでは国会審議どころか、国の行方が思いやられる。ため息しか出ないよ」

「切り返しより誠実さを」

この「特集ワイド」でも、論点を外した、あるいは質問をけむに巻くような安倍首相の発言を「安倍語」と名付け、検証してきたのは読者もご存じかもしれない。事態が変わった様子はないが、桜は盛りでも、国会論議がお寒いままではやはり困る。長年、政治家取材を重ねた大御所は、今国会に何を思うか。

「特に気になるのは、野党やその質問を軽く見るような安倍首相の発言や態度です。国会議員は、本来は国民の範となるべき存在だが、そこがどうにも、ね」と首を振るのは政治評論家の森田実さん（84）である。

こんな一幕があった。3月13日の参院予算委である。安倍首相の親しい友人が経営する大学が新学部を開設する際、首相の便宜の有無を問うた社民党の福島瑞穂氏の質問に、安倍首相が言った。

「確証はあるのか。安倍晋三をおとしめようとするような質問はやめた方がいい」

さすがに与党からも「質問封じだ」との声が漏れたらしい。民進党の小西洋之参院議員は「そもそも与野党の国会議員の質問は、国民を代表して政府監督の一環としてするものです。質問自体を否定する安倍首相の答弁は国民の軽視のみならず、国民主権とは何かを分かっていないのでは、と思わざるを得ません」と首をひねるのだ。

その小西さんもこの日の質疑に立ったが、安倍首相から、からかうかのような言葉を浴

びる場面があった。「目が泳いでいますよ」と。

「もっとも質疑のやり取りで、最初に私が安倍首相に『目が泳いでいますよ』という言葉を出したのは事実ですが、そのまま『仕返し』するとは……。驚きです」

「これこそ風刺の出番です」と話すのは、コント集団「ザ・ニューズペーパー」の元メンバーで戯作者の松崎菊也さん。16日に永田町で開くトークライブに備え、安倍首相の答弁の読み込みに忙しい。

松崎さんが注目するのは、3月28日の参院決算委でのやり取りだ。森友学園問題で、前理事長が国会で証言した「首相の妻・昭恵氏からの100万円寄付」の真偽を問う民進党の斎藤嘉隆参院議員に、首相は「御党の辻元（清美）議員にも（学園経営の幼稚園に侵入した、などとする疑惑を巡り）同じことが起こっている。今朝の産経新聞に疑惑が出ていました」と返した一件だ。

思い返せば2月7日の衆院予算委、やはり野党議員の質問に「新聞の記事で政府を追及されても困るんです。新聞も間違えますよね」と答えていたのは、安倍首相その人であった。

「野党が何か言うと『じゃあ、お前はどうか』と言いつつ。これでは国民のための議論などできるはずがない。安倍首相だけじゃない。野党もしっかりして、きちんと戦略を立てて質問しなければ議論にならない。学級会で終わっちゃう」と松崎さん。

再び永田町。桜咲く憲政記念館では、1970年代の国会論戦を振り返る企画展が開かれている。高度成長期の総仕上げを担った自民党の宰相たちの写真に、森田さんの言葉を重ねた。

「例えば大平正芳さん。不器用で、答弁に詰まると『あー』『うー』と言っていたが、野党を立てつつ、彼なりに言葉に悩み抜いた末の『あーうー』だったんだ。安倍首相にあの誠実さがあるか。言葉の切り返しは素早いけど、長期政権になって、すっかり高慢になってしまった。その典型が今国会。哲学者・アリストテレスは『政治は善の中の善』と言ったが、せめてその心意気だけでも後半国会に期待したいね」

おごれる者は久しからず、という。我が世の春の安倍自民党を、国民は注視しているのだ。

特集ワイド

「放射能汚染防止法」制定運動 「原発事故に罰則」なるか

毎日新聞 2017年4月10日

放射能汚染に罰則を科す。こんな法律の制定運動が広がりつつある。東京電力福島第1原発事故で甚大な被害を出したのに、なぜ罰せられる人がいないのか。そんな疑問からスタートした、この「放射能汚染防止法」。どのような内容なのか。

東京・永田町の衆院第2議員会館で3月下旬、「『放射能汚染防止法』制定に向けて」と題した勉強会が開かれた。脱原発に取り組む市民グループや国会議員秘書ら約50人が集まった。講師は札幌市の弁護士、山本行雄さん。放射性物質による汚染を「公害」として規制しようと訴えている。原発事故後に札幌市の消費者団体など6団体がスタートさせたこの運動の法律アドバイザーだ。

「運動は、全国にジワジワと、しかし確実に広がりつつあります」。勉強会で山本さんは、公害規制の仕組みから解説を始めた。規制の基本は（１）大気を汚染するな（２）水質を汚濁するな（３）土壌を汚染するな—の三つの「するな」。大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの個別法では「規制基準」が定められ、違反すると故意・過失を問わず罰則が科せられる。

例えば、水質汚濁防止法では、カドミウム、シアン化合物、水銀などの有害物質ごとに基準が設けられ、違反すると、6月以下の懲役または50万円以下の罰金刑が科せられる。

翻って福島第1原発事故はどうか。汚染水が海に流れても刑事責任を問われる人はいない。同法で放射性物質の規制基準を定めていないからだ。

このような現状を踏まえ、山本さんは「今後、他の原発で過酷事故が発生しても、福島と同様に刑事上の責任を問うのは難しい。放射性物質の排出量や濃度、被ばく線量について、罰則を前提とした基準を決める必要があるのです」と訴えた。

法整備を求める機運を盛り上げようと、山本さんらは、地方議会に賛同を募る意見書可決を呼び掛けたり、各地で勉強会を開催したりしている。意見書は札幌など道内5市議会に加え、昨年は東京都小金井市議会、茨城県取手市議会でも可決された。

公害を発生させた当事者に刑事罰を科す法律としては、個別法のほかに、最長7年の懲役刑を科す公害犯罪処罰法がある。ただ、山本さんによると、最高裁判例は通常の経済活動に伴う「排出過程」で起きた公害に限定するという解釈を示しており、原発事故に適用される可能性は低い。また、刑法の業務上過失致死傷罪で有罪にするには「事故を予見できたこと」と「結果を回避できたこと」を立証しなければならず、ハードルが高いという。同罪では東電の旧経営陣3人が強制起訴されたが、これは検察審査会の議決に基づくもの。これに先立ち、東京地検は不起訴としており、司法が積極的だとは言い難い。

「安全神話」がまかり通っていた原発事故以前の規制はどうだったか。「あまりに能天気でした」と振り返るのは、政界を昨年引退した元参院議長の江田五月さんだ。2011年8月、法相兼環境相だった江田さんは参院環境委員会でこんな答弁をしている。

「我が国では原子力関係の法というものが昭和30年代に整備をされてまいりました。その当時は原子力の利用というのは、施設の中だけでいろんなことが起きても収まるものであって、環境中に出るといことは想定しない。原子力法制の中では外へ飛び出すことはない」と

原発事故以前、環境基本法や大気汚染防止法などの公害関連法には、放射性物質について「適用しない」という趣旨の「適用除外規定」が定められていた。江田さんは「原発事故が起きたら放射性廃棄物をどう処理すればいいのか、と定めた法律もなく、法の欠陥は明らかでした。法の空白が続いてきたのです」と話す。

このような反省を踏まえ、12～13年に環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などで、放射性物質を新たに適用対象とする法改正が行われた。ところが、罰則を前提とした「規制基準」や、罰則は伴わないものの行政が目標とすべき「環境基準」は定められずに現在に至る。原発事故で刑事責任を取る人がいないという状態は変わっていない。

規制基準がない理由を環境省に尋ねると、こんな答えだった。「公害防止の前提は、通常の経済活動で排出される物質を規制するのです。例えば、煙突から出る煙などです。放射性物質については、原子力規制庁が厳しい安全規制をしています」

しかし、福島第1原発事故は環境汚染であり、震災後6年たった今も多くの人が避難生活を強いられている。この構図は、多くの被害者を出した水俣病など「四大公害」と同じ構図ではないか。その疑問を同省の担当者にぶつくと「国会で聞かれていないので、公式見解は出していません」。

この説明に前出の山本さんは憤る。「法改正して放射性物質を公害原因物質としたはずな

のに、規制基準も環境基準も設けていない。法治主義に反します」。さらに、汚染や被ばくに責任を負わない仕組みが、自主避難者への住宅支援打ち切りなどにつながっていると批判する。「避難することは、公害被害者の権利ではないでしょうか。原発政策を進めてきた国には救済する責任があります」

今村雅弘復興相は4日の記者会見で、自主避難者について「(福島に) 帰れないのは本人の責任」「裁判でも何でもやればいい」と述べた。山本さんは「事故の責任を誰も取らず、国に加害者意識がないから、こんな発言になる。放射能汚染に罰則がないことと、ひとつながりの問題なのです」。

放射能汚染防止法の制定運動にはどんな意義があるのか。公害問題に詳しい大阪市立大大学院教授の除本(よけもと)理史(まさふみ)さん(環境政策論)は「放射能汚染を想定した規制の策定は、安全神話が再びはびこるのを防ぐことにもつながります」と話す。

さらに、政府が原発事故を公害と認めた上で、取り組むべきことがあると強調する。それは、被ばくによる健康への影響をフォローすることだ。放射性物質による影響は将来にわたって「ない」とは断定できない。「継続的な健康調査とともに被害が出た場合の措置も用意しておくべきです。07年に全面和解した東京大気汚染訴訟では、国や東京都などの負担による医療費助成制度が設けられ、因果関係の証明を条件とせずに、ぜんそく患者へ医療費支援を実施しました。原発事故にもこのような制度を設ける必要があります」

公害を起こしたら責任を負わせる。国は原発再稼働を進めているのに、こんな当たり前のことをないがしろにしている。